

# 兵庫県公報

令和7年11月13日 木曜日 号 外

発 行 人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 監査委員公告

- 住民監査請求に係る監査の結果 ..... 1

### 監査委員公告

#### 住民監査請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を令和7年11月11日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

令和7年11月13日

兵庫県監査委員

花 岡 正 浩  
高 永 徹

#### 住民監査請求に係る監査の結果について

##### 第1 監査の請求

###### 1 請求の受付

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「本件請求書」又は単に「請求書」という。）が提出された。

###### (1) 提出日

令和7年9月16日

###### (2) 住所及び氏名

西宮市 折口晴夫（請求代表者）

尼崎市 田中淳司

###### 2 請求の概要

本件請求書及びこれに添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）によれば、本件監査請求の要旨は次のとおりである。

###### (1) 請求の要旨

###### ア 請求理由

(1) 県政を前に進める会の増山 誠 議員（以下「増山議員」という。）は、令和7年2月17日に1回で62.41Lの軽油を給油（以下「本件給油」という。）したことにより8,925円を支出し、そのうち4,462円に政務活動費を充当している。

(1) しかし、増山議員が政務活動のためリースしている車両（車種：マツダCX-5。以下、「本件車両」という。）の燃料タンク容量は大きくとも58Lであり、携行缶への給油も請求人が調べた限りあり得ない。

###### イ 求める措置の内容

充当した政務活動費（総額4,462円）につき、議会事務局長が議員に県へ返還させるよう、監査委員の勧告を請求する。

###### (2) 事実証明書

本件監査請求の要旨に係る事実証明書として、別記1の文書が提出された。

### 3 監査執行上の辞退

議会選出の岡つよし監査委員と前田ともき監査委員から、本件措置請求は議会制度に関わるものであり、公正な監査を期するため、本件措置請求の監査の執行を辞退する旨の申出があり、両監査委員は、監査を執行していない。

### 4 監査請求形式要件の審査、請求の受理

提出のあった請求書について、令和7年9月30日に要件審査を実施した結果、所定の要件を具備していると認め、提出日をもって受理することとした。

## 第2 証拠の提出及び陳述

### 1 請求人の陳述の要旨

令和7年10月23日に、自治法第242条第7項に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からおおむね次のとおり陳述があった。

(1) 増山議員の給油は、政務活動用の車1台への給油としては、実態上不可能であるというのが結論である。

(2) タンクが空になりエンストしてから給油する人はいない。この車種は残量9Lで警告灯が点灯し、9L残った段階で給油する判断になるので、常識的に考えれば給油量は給油可能量より少なくなるのが妥当である。よって、タンク容量より多い給油には疑惑が残る。

(3) 実際の給油量をみると、昨年4月の豊岡の入学式出席の際の給油量が13.33Lで「2000円、案分率100%、燃費15kmで200km走行」と記載されている。

豊岡まで高速道路を走る場合と比べて、燃費が若干は下がると仮定しても、軽油50Lなら走行距離は750kmという相当な距離となる。

(4) 例として、昨年の6月25日に49.53L給油されていてこれで満タンになる。そこから7月に5回給油し、8月6日に53.45L給油し満タンになっている。その間の給油量は276.2Lであり、15kmの燃費で走行すると4,000kmを超える。1箇月ちょっとで、これだけの走行が可能か疑問である。この間に増山議員が本当にこれだけの距離を走ることがあったのか、検証いただきたい。

(5) 以上から、別の車に給油していることが明らかである。議員は以前CX-8に乗っており、私用の車を別に所有していることは間違いない。その車にどの程度給油できるかはわからないが、この給油量はあまりにも多すぎ、増山議員がどう釈明するのか注視している。

(6) 我々が政務活動費の監査請求をずいぶんと行ってきたことで、兵庫県議会の政務活動費支出の透明度は全国市民オブズマン連絡会議の調査ではトップである。

しかし、この間、ホテル代の問題などゆるみが生じてきている。日常的にチェックしなければゆるんでいくので、自分たちも反省している。監査委員はしっかり監査し是正していただきたい。

### 2 執行機関の陳述の要旨

令和7年10月23日に、自治法第242条第8項に基づき、執行機関の陳述を実施したところ、兵庫県議会事務局からおおむね次のとおり陳述があった。同時に、下記②の増山議員の意見に係る資料として、増山議員から議会事務局に提出された書面が監査委員に提出された。その内容は別記2のとおりである。

(1) 政務活動費制度の概要

#### ア 制度の趣旨

政務活動費は、自治法第100条第14項の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として交付することができるとしている。

また、その交付の対象、額及び交付の方法並びに充当できる経費の範囲については、地域の実情や各議会の状況に応じて各地方公共団体が決定できるよう、条例により定めることとされている。

#### イ 本県議会の政務活動費に係る条例等の定め

本県議会では自治法の規定に基づき、「兵庫県政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)」を制定し、政務活動費の交付に関して必要な事項を定めており、条例第3条の規定に基づき、県は会派に対し政務活動費を交付している。そして、県議会では、政務活動費の請求、執行、収支報告書の提出等に係る一連の手続を具体的に進めるマニュアルとして、「政務活動費の手引(以下「手引」という。)」を定め、各会派及び議員に示している。

手引においては、政務活動費の交付に係る詳細な手続のほか、条例制定事項の詳細として、経費の計上に当たっての留意事項を定めるとともに、その運用指針を定めている。

#### ウ 政務活動に要した給油費用について

政務活動に必要な自動車関係費用については、県の事務及び地方財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費として政務活動費の充当を認めている。

給油に要する費用については、自動車維持管理費として、①共通按分率を適用、②活動実態による充当（運転記録簿等により明確な使用実態を文書で説明できる場合に限る）のいずれかにより充当を認めている。

#### (2) 請求人からの請求内容に対する増山議員の意見

議会事務局が、請求人の主張に対する増山議員の意見を聴取した結果は次のとおりである。

ア 政務活動で給油を行う場合には本件車両に給油しており、リース車以外の自家用車には給油したとは考えていない。

イ 令和7年10月17日に、本件車両の構造上、タンク容量を超えて給油できるのかを検証し、以下の結果であった。

(ア) メーカーHPによれば、CX-5の給油ランプが点灯するのは、燃料の残量が9Lになった時点である。

(イ) 給油ランプが点灯してからすぐに給油を行い、給油量は55.71Lであったことから、計算では合計64.71Lが入っていることが確認できた。

(ウ) 検証時には吹きこぼれはなく、給油終了後に燃料があふれる様子もなく、追加で給油しようすれば、もう少しの量を給油できる。

(エ) カタログに記載されているタンク容量以上に燃料が入ることはあり得る。それは次の理由などによる。

a. CX-5の燃料タンクは樹脂製であり、タンク容量に誤差がある場合があり得る

b. 構造上タンク上部に空間があるので、車両の傾き等により給油量に誤差が生じる

c. 燃料タンクまでのパイプ等にも燃料が入る

#### (3) 請求人からの請求内容に対する執行機関の意見

増山議員は、当該支出については、請求料金分の給油が可能であると回答している。

### 第3 監査の対象

#### 1 監査の対象とした事項

住民監査請求に当たっては、対象とする財務会計行為を他の事項から区別し、特定して認識できるよう個別的・具体的に摘示しなければならないとされている（最高裁判所平成2年6月5日判決）。

本件においては、請求書・事実証明書のほか、請求人の陳述等を踏まえて、次の事項を対象とした。

#### [監査の対象]

増山議員の政務活動費（令和6年度3月分において、調査研究費（軽油代）として充当された4,462円）に係る不当利得に対し、議会事務局長が返還請求権の行使を怠る事実

### 第4 監査の結果

#### 1 結論

本件監査請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

#### [監査結果]

本件監査請求には理由がないものと判断する。

以下、本件請求書、事実証明書、請求人の陳述、執行機関の陳述及び執行機関に対する調査により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

#### 2 認定した事実

##### (イ) 政務活動費に係る制度

**ア 法律及び条例の定め**

- (⑦) 自治法第100条第14項は、政務活動費を「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の一部として交付することができることを規定し、交付の要件としては「議員の調査研究その他の活動に資する」ための必要性を挙げるにとどめ、その交付の対象、額及び交付の方法並びに充てることができる経費の範囲は条例で定めることとし、具体的な運用については各地方公共団体の実情に応じた判断に委ねている。
- (イ) 条例は、次のa～cのとおり規定している。
- a 政務活動費を会派に対し交付すること（第3条）。
  - b 交付の対象は、会派及び議員が実施する調査研究、政策提言、研修、各種会議への参加、広報広聴、要請陳情、住民相談等地域の課題のみならず広く県政全般の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、県政に反映させる活動その他の県民福祉の向上及び県勢の発展に必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費であること（第2条第1項）。
  - c 充てることができる経費及び内容は、条例別表に定めがある。また、後述のとおり、手引によれば、本件措置請求の対象であるガソリン（軽油）代は、調査研究費に一括計上して差支えないこととされている。

**イ 政務活動費の手引の定め**

県議会では、政務活動費の請求、執行、収支報告書の提出等の手続を行う際のマニュアルとして、また、政務活動費の使途基準として、政務活動費の手引を定めて、会派及び議員に示している。同手引においては、政務活動費の内容趣旨、具体的な経費及び支出に適しない経費の例示並びに解説を記載し、交付に係る詳細な手続と、経費の計上に当たっての留意事項を定めている。

**(⑦) 充當の基本原則（政務活動費の手引Ⅱ 2(1)）**

会派及び議員は専ら政務活動費に係る所要額のみを計上（それ以外の活動に要した経費は除外）しなければならないが、会派や議員の活動は多面的であり、政務活動とそれ以外の活動（議会公務・政党・選挙・後援会・私事）とが混在しているケースがほとんどである。

このため、全体の額を案分して政務活動費の額を算出せざるを得ないことから、原則として、全ての政務活動費に共通案分率を適用する。

共通案分率は、政務活動及びそれ以外の議員活動（政党活動、後援会活動及び選挙活動をいう。）が混在する場合は2分の1、政務活動、それ以外の議員活動及び私的活動が混在する場合は4分の1である。

**(イ) (⑦)の例外（政務活動費の手引Ⅱ 2(2)）**

共通案分率ではなく、個別の案分率を採用する場合には、会派又は議員の責任において、個別の案分率の正当性を客観的に説明できるようにしなければならず、具体的には、明確な根拠を文書で示す場合のみ、共通案分率を超える充当を可とする旨定めている。

**(イ) 手引によれば、本件措置請求の対象であるガソリン（軽油）代は、調査研究費に一括計上して差支えないこととされている。**

さらに、手引では、共通案分率を使用する場合には、ガソリン代の充当に係る政務活動の目的や内容等について、会派及び議長への提出書類に記載することを求めていない。

**(2) 増山議員の政務活動費充当状況及び県の支出****ア 増山議員の充当状況**

本件監査対象事項である軽油代に充当された政務活動費4,462円については、軽油代8,925円の支出額に政務活動とそれ以外の議員活動が混在する場合の共通案分率2分の1を用いて、給油支払額に50%を乗じた額として政務活動費を充当している。

**イ 県の支出等****(⑦) 県は、各会派に政務活動費を出し、議員には会派から精算払で交付される。****(イ) 増山議員の充当額は兵庫県議会の会派である「県政を前に進める会」に対し県が支出したもの的一部である。****(3) 増山議員の説明及び資料の提出**

本件請求に係る執行機関への調査において、増山議員から県議会事務局に対して本件請求に係る政務活動費の充当について回答及び資料提出があったことが明らかとなった。その内容は第2「2 執行機関の陳述の要旨」に記載のとおりである。

### 3 判断

(1) 政務活動費を充当することの妥当性に係る通常の判断枠組は次のとおりである。

ア 議会の役割は、条例の制定、執行機関の監視等多岐にわたるものであり、そのための政務活動も必然的に広範な事項にわたる。その役割を果たすには、会派又は議員の自主性、自立性が尊重されなければならないものである。このため、いかなる手段方法によりいかなる政務活動を行うかは、原則として、県政に関する諸事情等に対応した議員の裁量的判断に委ねられている（平成25年11月18日福岡地方裁判所判決参照、平成20年9月25日神戸地方裁判所判決参照）。

イ ただし、個々の議員が政務活動として行った行為の経費が政務活動費として認められるには、当該行為の客観的な目的や性質に照らして、議員の議会活動の基礎となる政務活動との間に合理的な関連性が認められる行為に関する経費でなければならず、これが認められない経費の支出については、裁量を逸脱又は濫用したものとして、違法となる（平成25年1月25日最高裁判所判決参照）。

ウ この合理的な関連性を有するかどうかの判断基準としては、県議会において政務活動費に充てることができる経費の例示、支出方法等に係る指針として手引が作成されており、手引の記載事項に照らし合わせて、合致するものであれば、条例で定められた「政務活動費を充てることができる経費」に該当する。

エ したがって、政務活動費に係る監査にあっては、関係者からの説明や提示された書類等を手引の記載事項と照らし合わせた結果、①「当該支出の事実が認められるかどうか」、②「手引に示された経費に合致するものと認められるか」そして、③「それらのことが、手引が求める支出証拠書類等により明らかにされているか」、に着眼した上で、「政務活動費を充てることができる経費」に該当するかどうかを判断することとしている。

(2) 本件においては、増山議員が本件給油の代金を支出した事実については、書類上明らかであり、請求人も争っていない。また、手引によれば、車両の燃料代に政務活動費を充当する際に共通案分率を使用する限り、給油した車両やその使用目的、使用状況を説明するような書類の提出は求められていないから、増山議員が本件給油に関して提出した資料は、手引の規定に反するところはない。

したがって本件における争点は、本件給油が政務活動費の対象か否かである。

しかしながら、既に上記「2 認定した事実」②アでみたとおり、本件給油に対する政務活動費の充当には共通案分率が用いられているので、手引に従うならば、本件給油がいかなる車両に対しておこなわれたものか等の確認をこれ以上行うことは求められない。

(3) しかしながら本件において、請求人は本件給油が本件車両以外の車両に行われたという疑念を呈し、その理由として、本件給油の給油量が、CX-5の燃料タンク容量の公称値に比して大きいことを指摘している。そして、燃料タンクの公称値を超える給油を不可能と考えることは、一般的な感覚からみて無理からぬことといえる。

したがって本件においては念のため、この疑念につき検討しておく。すなわち、請求人が指摘するように、本件給油が本件車両に行われたことを否定できるかである。

(4) そこで検討するに、請求人は本件車両への給油を否定する理由として、本件給油の給油量が、CX-5の燃料タンク容量の公称値に比して大きいことを挙げている。

しかしながら、車両の実際の給油可能量は燃料タンクの公称値に比べ大きいことが一般的にではないにせよ知られており、また、マツダ株式会社に対する問合せにおいても、CX-5の給油タンク容量の公称値が給油可能量の上限である、との確答は得られなかった。

また、上記「第2 証拠の提出及び陳述」2②のとおり、増山議員は本件給油が本件車両に行ったものである旨回答するとともに、実際に給油を行った際の状況を説明する資料を提出し、給油量を報告している。この資料及び報告は、写真及び記述の具体性から、内容の真実性がひととおり認められる。

これらのことと踏まえると、本件給油における給油量は、本件車両に対する給油量として否定することまではできず、したがって、請求人が主張するような、本件給油が本件車両に対して行われたことを否定する根拠は認められない。

(5) そもそも、本件請求の争点は、「執行機関（議会事務局長）が、議員による不当利得に対して返還請求（不当利得返還請求）をしないこと」の違法・不当性であるが、不当利得の返還請求権を行使するためには、請求する債権者の側においてその請求額を立証する必要がある。

(6) しかしながら既にみたとおり、本件給油が政務活動費の対象でないことを証することはできず、議員による政務活動費の充当が不当利得であるとはいえない。

したがって、執行機関が不当利得返還請求を違法又は不当に怠っているとは認められないので、請求人の請求には理由がないものと判断する。

## 第5 執行機関に対する要望

手引では、車両の燃料代に政務活動費を充当し、共通案分率を使用する場合には、月別支出報告書に給油時のレシートを添付するだけで足りることとなっており、このことが本件請求の契機となったものと思料される。すなわち、そもそもレシートには給油対象車両の表示がなく、また使途を明らかにすることを求めていないことで、政務活動に要したものであるとの立証が困難となっているからである。

このことについては、同じ政務活動のための交通手段である鉄道使用の場合と比べて均衡を欠くということも踏まえ、ガソリン代に充当された政務活動費の内容を概括的に明らかにすることについて検討するよう、平成26年度の住民監査請求において既に要望している。

加えて、本件請求においては、給油回数や給油量から推測される走行距離が短期間のものとしては大きすぎるとの請求人からの指摘もある。

以上のとおり、現状の報告の方法は、給油車両の特定ひいては政務活動に要した燃料代であることについて、議員が説明責任を十分に果たせるものとまではいえない。

本件を契機として、燃料代についても、給油量と走行距離との整合性を確認することをはじめとして、政務活動費を充当することの正当性に疑念を抱かれず、議員の説明責任が果たせるような、かつ議員が多大な労力を費やすことのないような簡便な手法を検討されたい。

## 別記1 請求人から提出のあった書面

- (1) 領収書等添付様式（様式2）（本件請求対象の給油レシート）
- (2) 会計帳簿（様式4）（令和7年3月分）
- (3) 本件車両に係るリース料請求明細
- (4) 車両（CX-5）主要諸元
- (5) 本件車両に係るリース契約申込書兼保証委託契約申込書
- (6) 和歌山市消防局Webサイト（セルフスタンドでの容器への給油について）
- (7) 領収書等添付様式（様式2）（令和7年2月分自動車リース料）
- (8) 領収書等添付様式（様式2）（令和5年6月～10月分、令和6年1月分、令和6年3月分の給油レシート）

## 別記2 執行機関から提出のあった書面・資料

- (1) 増山議員からの提出資料（燃料残量警告灯が点灯する量）
- (2) 増山議員からの提出資料（残量警告灯点灯後の給油量）
- (3) 増山議員からの提出資料（CX-5の燃料タンクと一般的な燃料タンクの構造）